3　法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。

4　特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならない。

（リスク分担型企業年金掛金額）

第四十六条の三　リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であって給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば当該実施又は当該変更による財政計算において計算されることとなる標準掛金額と補足掛金額とを合算した額とする方法により計算されなければならない。

2　リスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一　リスク分担型企業年金掛金額のうち前項の計算されることとなる標準掛金額について、当該計算されることとなる標準掛金額に係る第三十八条第一項第一号、第三号若しくは第四号の割合又は同項第二号の額を増加又は減少させる方法

二　当該再計算において計画的に掛金を拠出することが適当である額として規約で定める額を前条第一項第一号のリスク対応額とみなして同号の方法により計算した額を追加して拠出する方法

三　前二号の方法を組み合わせた方法

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一　法第七十六条第一項の規定による基金の合併　当該合併により増加する実施事業所の事業主

二　法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加　当該増加する実施事業所の事業主

三　法第七十九条第一項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継　当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

四　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し　当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であった事業主

第五十二条第二項中「除く。）」を「除く。）」に改める。

第五十三条第一項中「給付に要する費用の額の予想額の現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価」を「通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。第三項において同じ。）の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「追加拠出可能額」という。）の現価に相当する額を合算した額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　追加拠出可能額の現価に相当する額は、財政悪化リスク相当額からリスク充足額（積立金の額と掛金の額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）とする。

第五十五条第二項中「前項の額」を「法第六十条第三項の現価」に改め、同条に次の一項を加える。

3　リスク分担型企業年金を実施している場合にあっては、法第六十条第三項の現価の算定において、積立金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を計算の基礎とするものとする。

第六十三条第一項中「法第六十四条第一項」の下に「並びに第五十三条」を加え、同条第二項中「法第六十三条」の下に「及び第五十五条」を加える。

第八十二条中「未満であること」の下に「（当該規約型企業年金が第八十四条の二第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金である場合を除く。）」を加える。

第八十三条第一項第二号中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改め、同条第三項中「並びに」を「、」に改め、「納付を受ける基金」の下に「並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等」を加え、同条第四項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改める。

第八十四条の見出し中「年金給付等積立金」を「積立金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（運用の基本方針の作成又は変更に当たって加入者の意見を聴く方法）

第八十四条の二　令第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により加入者の意見を聴く場合には、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　規約で定めるところにより加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置して次に掲げる措置を講ずる方法

イ　基本方針を作成又は変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ロ　年一回以上、基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ハ　当該代表者からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代表者に開示すること。

二　基金型企業年金にあっては、次に掲げる措置を講ずる方法

イ　基本方針を作成又は変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること。

ロ　基本方針を作成又は変更する際に、代議員会の議決を経ること。

ハ　代議員からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代議員に開示すること。

三　次に掲げる確定給付企業年金以外の確定給付企業年金にあっては、第八十七条の規定に基づき周知される基本方針に関して意見を聴く方法

イ　第二十九条第三号の積立金の運用利回りの実績に基づき令第二十四条第一項第三号の再評価若しくは同条第三項の改定を行う確定給付企業年金（第二十九条第四号又は第五号において同条第三号の積立金の運用利回りの実績を用いるものを含み、国債、保険業法施行規則第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これらに準ずる資産のみで資産を構成し、資産の構成割合をあらかじめ規約で定めるもの及び受託保証型確定給付企業年金を除く。）

ロ　リスク分担型企業年金

2　前項第一号の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、専門的知識及び経験を有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができる。

3　第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金を実施する事業主又は基金は、基本方針の作成又は変更に当たって、第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イの意見を十分に考慮しなければならない。

（運用の基本方針の周知）

第八十四条の三　令第四十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の基本方針の周知は、法第七十三条の業務概況の周知により行うことができるものとする。

第八十七条第一項中「を除く。」を「を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　調整率の推移その他調整率に関する事項